**平成２５年（フ）第１４８４号**
神奈川県海老名市上今泉４丁目15番６－１号
債務者　北村　亜紀（旧姓有泉）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２７３号**
岡山県赤磐市山陽６丁目５番３－１号、旧住所岡山市東区宍甘680番地
債務者　柳本　　修
1　決定年月日時　平成25年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１０４号**
沖縄県宜野湾市志真志２丁目５番12―206号あおばマンション
債務者　作野　義弘
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２５年（フ）第１０５号**
沖縄県宜野湾市志真志２丁目５番12―206号あおばマンション
債務者　作野美江子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２５年（フ）第１１４号**
沖縄県宜野湾市我如古４丁目18番１―103号テラス仲里
債務者　大城　陽子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２５年（フ）第１２７号**
沖縄県沖縄市上地１丁目７番18号　桃原アパート１階
債務者　金城　盛徳
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２５年（フ）第６４１号**
東京都立川市栄町２丁目59番地の10栄ミリオンコーポ205号
債務者　千葉　四美
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第８８３４号**
東京都江東区扇橋３丁目23―８―301
債務者　新村　真由
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３０９号**
静岡市清水区中河内2068番地の２、旧住所静岡市清水区中河内732番地の４
債務者　望月　隆信
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４８号**
栃木県栃木市藤岡町藤岡5038番地26
債務者　小川原友和
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２５年（フ）第３６９１号**
大阪市生野区巽中４丁目11番27―408号
債務者　金田辰雄こと　金　　榮辰
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３３５号**
静岡市駿河区みずほ２丁目17番地の22　サンライズにしな２―C、旧住所静岡県焼津市石津港町43番地の５
債務者　栗田　昌武
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第３７１号**
静岡市清水区蒲原新田２丁目３番５号
債務者　藤本　藤宏
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

## 免責許可決定

**平成２５年（フ）第７８号**
奈良県生駒市高山町10192番地４
破産者　吉田　洋子
1　決定年月日　平成25年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第１３０号**
奈良市二名２丁目2460番地の69　リヴェール富雄一番館402号
破産者　南見　典嗣
1　決定年月日　平成25年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第１３２号**
奈良県桜井市大字谷132番地の９
破産者　鈴木　純子（旧姓嚴樫）
1　決定年月日　平成25年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第１６５号**
奈良市百楽園５丁目７番34―203号
破産者　出口　和成
1　決定年月日　平成25年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所